

大分大学研究生規程

平成16年4月1日制定
平成16年規程第87号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）第50条第2項及び大分大学大学院学則（平成16年規則第9号。以下「大学院学則」という。）第44条第2項の規定により、研究生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 学部の研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者及びそれと同等以上の学力があると認められる者とする。

2 大学院の研究生として入学することのできる者は、大学院の修士課程を修了し、修士の学位を有する者及びそれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(入学志願の手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて学長に願出するものとする。

- (1) 研究生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

2 研究生のうち、現職教育のため所属機関の長の命により直接大学に派遣される又は独立行政法人教職員支援機構（以下「支援機構」という。）を經由して大学に派遣される教育職員（以下「受託研修生」という。）の志願手続については前項によらず、所属機関又は支援機構の定めるところによるものとする。

(選考及び入学許可)

第5条 入学志願者の選考は、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において行い、研究生として適当と認められ、かつ、入学料を納付した者（大分大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第91号）第15条に規定する入学料を徴収しない者を除く。）に学長が入学を許可する。

2 前項の選考の時期及び方法については、教授会等の定めるところによる。

(研究期間)

第6条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、研究上の必要により期間の延長を願い出たときは、教授会等の議を経て、学長が許可することがある。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法は、大分大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第91号）に定めるところによる。

(受託研修生の研修経費)

第8条 受託研修生の派遣機関のうち支援機構から受け入れる場合は、支援機構に対して次の各号のいずれかに該当する研修経費を徴収する。

- (1) 実験系 1か月当たり10,183円（消費税等を含む。）

(2) 非実験系 1か月当たり5,909円(消費税等を含む。)

2 支援機構以外の派遣機関から受け入れる場合は、研修経費を徴収しないものとする。

(実験実習等の経費)

第9条 研究生は、実験・実習等に要する経費を必要とする場合、その経費を負担しなければならない。

(指導教員等)

第10条 研究生は、教授会等の定める指導教員の研究指導を受けるものとする。

第11条 研究生は、指導教員が必要と認めるときは、研究事項に関連のある授業に、当該授業担当教員の許可を得て出席することができる。

(研究の終了)

第12条 研究生は、研究期間の終了時に研究報告書を指導教員を経て学部長又は研究科長に提出するものとする。

2 研究報告書を提出した者には、本人の申請により、教授会等の議を経て研究修了証明書を交付する。

(退学等)

第13条 研究生が退学しようとするときは、指導教員の下承を得て、研究生退学願により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 研究生として適当でないと認められる者は、教授会等の議を経て、学長が除籍する。

(研究生証)

第14条 研究生には、研究生証を交付する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則又は大学院学則及びその他学生に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規程第6号)

この規程は、平成18年2月10日から施行し、この規程による改正後の大分大学研究生規程の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年規程第123号)

この規程は、平成18年11月15日から施行する。

附 則(平成21年規程第23号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規程第12号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規程第16号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。